

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	鈴木 納美恵	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	入院助産措置費(030203-010401)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則	
終期設定	有 無	年度	法令等	第7条、荒川区入院助産実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	<p>東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費</li> <li>2．分娩介助料 148,310円</li> <li>3．胎盤処置料 実費</li> <li>4．新生児介補料 1日3,810円</li> <li>5．新生児用品貸与料 1日500円</li> <li>6．新生児室料 1日1,100円</li> <li>7．保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料）</li> </ol> <p>利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付</p>				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。				
必要性	保健上必要があるのに、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口申込（助産施設入所申込書記入）</li> <li>・ 面接記録表作成</li> <li>・ 訪問調査</li> <li>・ 助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知）</li> <li>・ 病院へ費用支払い（異常分娩等入院助産に係る医療費については、国民健康保険団体連合会等を通じて、自己負担分・審査事務手数料を支払う）</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	1,067	2,120	1,450	4,213	7,094	9,143	7,620	
決算額（23年度は見込み）	429	2,119	830	4,212	7,094	3,052	7,620	
人件費等	2,327	2,989	2,135	3,388	4,072	2,616		
原価償却費						872		
【事務分担量】（%）	27	35	25	40	50	30		
合計（+ +）	2,756	5,108	2,965	7,600	11,166	5,668	7,620	
国（特定財源）	255	797	436	2,030	3,478	2,124	3,652	
都（特定財源）	128	398	218	1,028	1,739	1,062	1,826	
その他（特定財源）	10	140	70	356	115	117	315	
一般財源	2,363	3,773	2,241	4,186	5,834	2,365	1,827	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
入院助産相談件数（新規）	45	40	24	22	14	19	20	
入院助産活動件数（延べ）	152	59	57	75	55	25	44	
助産決定件数（都立病院含む）	11	20	12	18	20	14	20	
うち区負担分（私立病院のみ）	2	7	3	16	16	7	15	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		13委託料	審査支払手数料	1	審査支払手数料	1	審査支払手数料
20扶助費	入院料及び措置費	3,791	入院料及び措置費	1,603	入院料及び措置費	4,323	
	分娩介助料	2,335	分娩介助料	1,038	分娩介助料	2,224	
	胎盤処置料	56	胎盤処置料	25	胎盤処置料	53	
	新生児介補料	270	新生児介補料	145	新生児介補料	400	
	保険料	480	保険料	180	保険料	450	
	新生児用品貸与料	84	新生児用品貸与料	19	新生児用品貸与料	53	
	新生児室料	78	新生児室料	42	新生児室料	115	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	入院助産決定件数	18	20	14	20	—	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。</li> <li>・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設はほとんどないため、病院間の連絡調整が必要となっている。</li> <li>・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい状況となっている。（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ病院間で協議の上、受付ける。）</li> <li>・都立病院では、妊娠初期に分娩予約が必要な状況である。</li> <li>・助産施設の減少。19年度当初48施設 23年1月末現在42施設（休止施設を除く）</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
早期から指定施設に入所するように指導する。	指定施設（病院等）と妊産婦の信頼関係が深まり、妊産婦の精神的負担の軽減になる。
入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	出産にあたり、妊産婦の保健上・経済上の不安を取り除き、有効な少子化対策となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	鈴木 納美恵	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	母子生活支援施設措置費（20-87-50）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 入所世帯数 17世帯（39人） 平成23年4月初日現在（定員 20世帯）				
内容	<p>生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。</p> <p>1. 入退所事務 ・子育て支援課ひとり親女性福祉係</p> <p>2. 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋</p> <p>・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯</p> <p>・職員 常勤職員7人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子指導員2人、心理療養担当職員1人、用務員1人〕</p> <p>非常勤職員4人〔被虐待児個別対応職員、特別生活指導員、入所児童処遇特別職員、心理療法補助職員 各1人〕</p> <p>嘱託医1人</p>				
経過	<p>昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。</p> <p>平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。</p> <p>平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮 母子生活支援施設</p> <p>児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。</p> <p>平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増）</p> <p>平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。</p> <p>平成18年6月 ショートステイ事業開始</p> <p>平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始</p>				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込 面接 調査 入所の承諾 入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	74,596	74,900	74,949	77,383	80,099	80,643	84,670
	決算額(23年度は見込み)	71,037	74,555	73,689	76,769	79,665	80,146	84,670
	人件費等	4,999	6,832	2,562	4,235	4,072	5,232	
	原価償却費						1,743	
	【事務分担当】（%）	58	80	30	50	50	60	
	合計（+ +）	76,036	81,387	76,251	81,004	83,737	85,378	84,670
	国（特定財源）	25,431	29,835	28,785	31,663	32,651	32,248	34,796
	都（特定財源）	12,716	14,924	14,393	15,831	16,342	16,124	17,398
	その他（特定財源）	133	251	103	218	191	192	213
一般財源	37,756	36,377	32,970	33,292	34,553	36,814	32,263	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	月平均入所世帯数	19.6	19.7	18.2	18.1	19.4	19.3	19
	月平均入所者数	44.2	50.3	46.9	42.7	48.1	45.1	50
	相談件数（新規）	74	34	31	26	30	28	30
	入所世帯数（新規）	9	4	6	6	5	5	5

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補助金及び交付金	区単独助成	1,386	区単独助成	1,333	区単独助成	1,321
	扶助費	母子保護費	78,324	母子保護費	78,813	母子保護費	79,462
						広域母子保護費	3,852
	近接地外旅費					施設訪問旅費	36

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	退所（自立）世帯数	4	6	6	5		
	退所（自立）人数	8	16	16	14		
	平均在所年数（年度末現在）	3年 2ヶ月	2年 8ヶ月	2年 10ヶ月	2年 2ヶ月		

（問題点・課題）	<p>在所期間が長期化している世帯の自立に向けた自立支援計画の見直しと効果的な指導が課題となっている。 また、区内にDV加害者の夫等がいる場合には、接近の危険性が高く、区内の母子生活支援施設に入所措置することは好ましくないため、危険があり、監護すべき児童の福祉が欠けるとされる母子世帯に対して、特例として他自治体の広域受入可能な母子生活支援施設へ入所措置する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。	入所世帯個々の在所期間が短縮すれば、それだけ多数の入所希望世帯が利用できるものとする。
区内だけでなく区外の母子生活支援施設への入所を行う。	荒川区の母子生活支援施設に入所ができない母子世帯に対し、子どもの養育の見守り及び世帯の自立に対しての支援を提供することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	入所後の自立支援を充実する

議（要旨）	<p>況（要旨）</p>
-------	--------------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	山田 学	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	子育て支援課事務費(03-02-01-01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	荒川区組織規則第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・指導を行い、家庭生活の崩壊を未然に防ぐ。				
対象者等	区民				
内容	相談員による面接相談（常時実施） 家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、住宅相談、その他				
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始したものである。 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。 平成13年度 東京都家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回） 平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管。 平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止。				
必要性	家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、家族の絆やふれあいの必要性が求められている今日、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 常勤相談員1名 1 区民の来所面接相談 2 家庭問題解決のため、他法、他施策の活用等の助言 3 法律問題等の専門的問題は、区民相談所を紹介				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	6	6	6	4	4	4	4	
決算額（23年度は見込み）	6	6	4	4	4	4	4	
人件費等	1,339	2,135	1,281	2,118	2,036	1,308		
減価償却費						726		
【事務分担量】（%）	30	25	15	25	25	25		
合計（+ +）	1,345	2,141	1,285	2,122	2,040	1,312	4	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,345	2,141	1,285	2,122	2,040	1,312	4	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	離婚相談	14	4	0	6	9	2	5
	夫婦、親子関係相談	29	9	4	6	3	3	5
	その他相談	56	56	16	35	25	29	20
	宿泊所等入所件数(再掲)		4	3	6	4	4	4



# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
分担金	東京都家庭相談員	4	東京都家庭相談員	4	東京都家庭相談員	4	
	連絡協議会分担金		連絡協議会分担金		連絡協議会分担金		
					子育て支援課事務費に統合		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	家庭相談件数	47	37	29	30		

（問題点・課題）	<p>本来、家庭相談とは、「家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談指導業務」とされているところであり、本事業においては、主として子どもに係わる家庭内の相談を取り扱うことに特化すべきである。専門的な法律上の問題や、子どもとの係わりがでてこない一般的な生活相談等については、関係部課と連携を図りながら、相談者の立場に立った対応が必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区                      未実施 4 区）</p> <p>家庭相談員設置区 18区。東京都家庭相談員連絡協議会 会員区17区 未実施区(文京・中野・北・葛飾)</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家庭相談員のあり方を検討する。	相談の内容を明確にして、相談体制を確立させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	母子相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	鈴木 納美恵	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	母子相談事業（030204-010201）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	・母子及び寡婦福祉法 ・東京都母子福祉
終期設定	有	無	年度	法令等	資金貸付条例（条例による事務処理の特例）
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員（女性相談員と兼務）が助言、指導を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。				
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）				
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）				
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める				
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 母子自立支援員1名（女性相談と兼務） 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	183	177	131	137	147	262	135	
決算額（23年度は見込み）	172	133	101	100	113	200	135	
人件費等	3,539	5,978	5,551	7,623	6,922	3,488		
原価償却費						2,034		
【事務分担量】（%）	70	70	65	90	85	70		
合計（+ +）	3,711	6,111	5,652	7,723	7,035	3,688	135	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	3,711	6,111	5,652	7,723	7,035	3,688	135	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
母子福祉資金貸付相談	171	204	198	169	218	237	200	
住宅相談	21	17	30	13	15	33	20	
家庭紛争相談	3	5	3	2	0	2	0	
その他相談	50	232	221	385	237	333	250	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	印刷製本（納付書等）	111	消耗品費（書籍）	7	消耗品費（書籍）	11
分担金	東京都母子相談連絡研究会	2	印刷製本（納付書等）	191	印刷製本（納付書等）	122	
	東京都母子相談連絡研究会	2	東京都母子相談連絡研究会	2	東京都母子相談連絡研究会	2	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	母子相談件数	569	470	605	600		

（問題点・課題分析）	母子世帯がかかえる様々な問題を解決するうえで、他の関係機関との連携を深めることが必要である。
実施状況	（ 実施      22      区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	母子家庭の生活の安定と自立を実現する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	母子世帯の自立を支援するため、PRを徹底し、相談体制を強化する。

況議（要）会（質）問（状）	
---------------	--



事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	母子自立支援給付金事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘		
			担当者名	鈴木 納美恵	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010301）							
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）				建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	16	年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱・高等技能訓練促進費事業実施要綱		
終期設定	有	無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]						
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]						
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]						
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。							
内容	（自立支援給付金）母子世帯の母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限） （高等技能訓練促進費）母子世帯の母が看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（平成24年3月31日まで）に相当する期間に対して月額14万1千円を給付する。							
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定） 平成19年9月 国の雇用保険法にて教育訓練給付金は2割になったが、荒川区は給付金の4割給付を継続することとした。 平成20年4月 国の要綱改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正した。平成20年度入学者から、入学支援修了一時金の新設、及び支給額について、課税世帯は訓練促進費等を非課税世帯の半額とすることとした。 平成21年2月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正した。平成21年2月4日から、支給期間を最後の3分の1から後半の2分の1に変更した。 平成21年6月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正した。平成21年6月5日から、支給期間を後半の2分の1から全期間に、支給金額を非課税10万3千円から14万1千円（課税世帯半額）へ変更した。							
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,236	3,236	1,677	4,005	5,074	14,257	17,473	
決算額（23年度は見込み）	414	613	1,950	3,130	5,059	13,939	17,473	
人件費等	862	3,843	3,843	2,118	2,850	2,180		
原価償却費						1,307		
【事務分担量】（%）	10	45	45	25	35	45		
合計（+ +）	1,276	4,456	5,793	5,248	7,909	16,119	17,473	
国（特定財源）	0	232	1,236	2,163	2,091	5,145	6,625	
都（特定財源）	0	0	0	0	1,802	5,868	6,345	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,276	4,224	4,557	3,085	4,016	5,106	4,503	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	自立支援給付金事業	8	6	6	4	2	3	3
	高等技能訓練促進費事業	0	1	2	3	4	8	10

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	一般需用費	87	一般需用費	94	一般需用費	105
負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	4,768	高等技能訓練促進費	13,736	高等技能訓練促進費	17,220	
	教育訓練給付金	204	教育訓練給付金	109	教育訓練給付金	148	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	高等技能訓練促進費支給件数	3	4	8	10		21年6月より、2年以上の養成期間中の全期間に対し支給対象となったため、次年度へ継続して支給する人がいる。件数は年度毎の支給件数のため、同一人物でも継続支給者は年度毎に1件とカウントしている。
	入学支援修了一時金支給件数	0	1	4	4		20年度入学者より、終了後に一時金の支給
	自立支援教育訓練給付金支給件数	4	2	3	5		

（問題点・課題）	<p>区報及びホームページ等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されるよう努める必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。</p>	<p>母子家庭の自立の促進を実現する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘	
		担当者名	鈴木 納美恵	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	女性福祉資金貸付金（030204-010401）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例	
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。					
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 他から同種の貸付を受けられないこと 都内に6ヶ月以上居住していること 20歳以上の者 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）					
内容	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子
	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%
	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%
	技能修得資金	(月額)65	無	結婚資金	300	1%
	就職支度資金	100	無	修学資金	(月額)18~64	無
	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無	就学支度資金	39~600	無
	生活資金	(月額)141~103	無			
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者...売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか、修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含めることとした。 平成23年4月 新規貸付を停止し、継続貸付分及び償還金事務のみの事業とする。					
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能の為、23年度から新規貸付受付は停止する。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） < 貸付審査会 > 適かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当者、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」< 広報 > 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	決算額（23年度は見込み）	1,200	1,200	1,800	1,800	1,248	1,380	1,944
	人件費等	390	990	1,200	0	337	1,026	1,944
	減価償却費	4,310	2,135	1,281	847	814	875	
	【事務分担当量】（%）						291	
	合計（+ +）	50	25	15	10	10	10	
	国（特定財源）	4,700	3,125	2,481	847	1,151	1,901	1,944
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	2,049	1,667	1,667	1,667	1,812	1,699	1,927	
	2,651	1,458	814	-820	-661	202	17	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	修学資金	0	0	1	0	0	2	3
	就学支度資金	1	1	1	0	1	0	0
	技能習得資金	0	1	1	0	0	0	0

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	就学支度資金貸付金	337	修学資金貸付金	1,026	修学資金貸付金	1,944

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	貸付件数	0	1	2	3		

（問題点・課題 指標分析）	償還率を向上させるために、さらに努力が必要あり、特に、長期未納者対策が課題となっている。							
	現年度 単位：千円				過年度 単位：千円			
		20年度	21年度	22年度		20年度	21年度	22年度
	調定額	1,494	1,811	1,764	調定額	1,509	1,509	1,508
	償還額	1,494	1,760	1,575	償還額	11	52	123
償還率(%)	100.0%	97.2%	89.3%	償還率(%)	0.7%	3.4%	8.2%	
不能欠損額				不能欠損額			145	
未償還額	0	51	188	未償還額	1,498	1,457	1,240	
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区）							(1件)
	未実施区 8区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野）							

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
長期未納者に対し訪問調査を行い、生活実態を把握し償還するよう働きかける。	償還金が少額であっても償還率が上がり、事業の適正な実現を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	実績が少なく、類似事業で代替可能であり、平成23年度から新規の貸付を停止する。

議（要旨） 況（問） 状	
--------------------	--



# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	遠嶋 ひろみ	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	事務費（030204-010402）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	32年度	根拠	東京都女性相談員設置要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	売春防止法 DV法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性の自立と安定した生活を図るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、婦人保護施設入所（売春防止法）生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居）自立（住込み就労等）のいずれかに決める。				
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成13年4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」）制定 平成14年度 事業名変更 婦人相談事業費 女性相談事業費 平成16年 DV法改正 平成19年 DV法改正				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 婦人相談員1名（母子相談と兼務） 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更生に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	80	93	112	120	114	115	114	
決算額（23年度は見込み）	48	76	76	67	59	39	114	
人件費等	1,339	5,978	8,540	8,470	7,330	4,796		
原価償却費						1,888		
【事務分担量】（%）	30	70	100	100	90	65		
合計（+ +）	1,387	6,054	8,616	8,537	7,389	4,835	114	
国（特定財源）	664	664	664	664	666	666	665	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	723	5,390	7,952	7,873	6,723	4,169		
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
女性福祉資金貸付（新規相談）	6	6	6	3	7	12	0	
女性相談（貸付を除く新規相談）	43	62	62	67	93	110	100	
女性相談センター等入所（再掲）	17	18	11	10	5	7	10	
DV相談件数（再掲）	30	38	39	37	62	75	60	



# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	書籍購入等		43	書籍購入・印刷製本	25	書籍購入・印刷製本	62
	役務費	郵送料、移送費	13	郵送料、移送費	11	郵送料、移送費	49
	分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	女性相談件数（新規）	70	100	122	100		

（問題点・課題）	<p>1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性、母子が年々増大しているため、受入施設を増やすことが求められている。</p> <p>2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携を図る等女性相談に関する体制整備・充実が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急に保護を必要としている女性が安心して避難できる受入施設を増やすよう都に働きかける。	女性の自立と安定した生活を図ることができる。
年々、ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増えている。子ども家庭支援センター、学校、保育園、保健所、男女平等推進センター等の関係機関と連携をとる。	関係機関との連絡を取ることで、相談者の安全と生活を守ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	DVに係わる相談が増加する中、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	遠嶋ひろみ	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（030204-010601）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	ひとり親家庭の親子				
内容	<p>低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する [14年度から]</p> <p>指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（グリーンパル那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ）、日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス）</p> <p>助成限度額 宿泊：大人・子供ともに 3,000円 日帰り：大人・子供ともに 1,000円</p> <p>利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可</p>				
経過	<p>昭和46年 東京都母子休養ホーム事業 昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業</p> <p>昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業(父子に拡大) 昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更</p> <p>平成元年 2泊から3泊に拡大 平成4年 日帰り施設指定(3施設) 平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正 平成12年 日帰り子供の助成限度額を都基準額に改正(2,000円 1,500円)</p> <p>平成13年 指定施設変更(「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定) 対象年齢を「20歳未満」から「18歳未満達した年度末まで」に改正</p> <p>平成14年 指定施設変更(宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定) 宿泊施設(7ヶ所 3ヶ所) 日帰り施設(4ヶ所 3ヶ所) 助成限度額変更(宿泊：大人6,490円 3,000円 子ども5,770円 3,000円)(日帰り：大人2,000円 1,000円 子ども1,500円 1,000円) 利用限度回数変更(宿泊・日帰り合わせて2回 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可)</p>				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	年度当初に指定施設と契約。利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し、直接申請者に配布。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	628	628	628	834	894	842	1,039	
決算額(23年度は見込み)	502	484	626	744	894	744	1,039	
人件費等	1,724	1,281	1,708	847	814	1,744		
原価償却費						581		
【事務分担量】(%)	20	15	15	10	10	20		
合計(+ +)	2,226	1,765	2,334	1,591	1,708	2,488	1,039	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,226	1,765	2,334	1,591	1,708	2,488	1,039	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	宿泊利用者	51	60	79	91	98	68	85
	日帰り利用者	353	315	307	519	600	541	784
	遊園チケット繰越分利用者(外数)	4	11	0	48	0	35	38

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
使用料及び賃借料	宿泊施設利用料	294	203	宿泊施設利用料	203	宿泊施設利用料	255
	日帰り施設利用料	600	541	日帰り施設利用料	541	日帰り施設利用料	784

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	利用者延人員	610	698	609	869		
	遊園線越チケット利用延人数	48	0	35	38		
	利用券未引替延人員（日帰り）			70			22年度より統計

（問題点・課題）	<p>本事業の認知度は低いと考えられる。予算に対する利用率は高いが、対象世帯は利用世帯を大きく上回ると考えられるため、一層の事業の周知ならびに、予算の確保が求められる。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>未実施区（墨田・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ポスター・チラシ等を作成し、公共施設に掲示。	区にあまりつながりのない、ひとり親家庭親子の福祉の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘
		担当者名	遠嶋ひろみ	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	ひとり親家庭サポート事業費（030204-010701）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条（居宅等における生活支援）・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当し支援が必要な場合。 ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合 ひとり親家庭の親が職業能力開発センター等に通学、母子自立支援プログラム参加等、親族等の冠婚葬祭に出席、学校の公的行事参加等の場合 ひとり親となって1年以内のため援助が必要と判断できる場合(23年度新設)				
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッター及びホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】 同一世帯につき原則として月5回以内 【派遣時間】 午前7時から午後10時までの間で、2時間以上で8時間以内（1時間単位） 【援助内容】 育児サービス 家事援助サービス				
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年度 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定） 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた				
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託 ケアサービス大和田（858,308円） （株）パソナフォスター（158,600円） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼する。 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料を支出				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	120	224	135	2,078	1,958	1,029	890	
決算額（23年度は見込み）	117	160	84	249	794	326	890	
人件費等	862	1,281	854	847	814	2,616		
原価償却費						872		
【事務分担量】（%）	10	15	10	10	10	30		
合計（+ +）	979	1,441	938	1,096	1,608	2,942	890	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	979	1,441	938	1,096	1,608	2,942	890	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
利用世帯数	1	1	1	3	4	7	15	
利用日数	11	16	8	36	105	33	100	
登録世帯				9	14	15	20	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	委託料	ヘルパー派遣委託	794	ヘルパー派遣委託	326	ヘルパー派遣委託	890

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	ヘルパー利用時間数	177時間	585時間	203時間	507時間		
	ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	5時間	5.6時間	6.2時間	5.2時間		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録世帯が少ないので、事業の周知方法を工夫する必要がある。</li> <li>・登録世帯の利用状況に偏りが見られる。（該当条件に外れた要件で申し込むなど）</li> <li>・登録世帯の多くが 区分（利用料無料）のため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 19 区                      未実施 3 区 ）</p> <p>未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ポスターやチラシを保育園や幼稚園等の公共施設に掲示する。	サービスを必要としているひとり親家庭の安定した生活と自立促進に寄与する。
利用条件の緩和	サービスを利用しやすくなることで、ひとり親家庭の安定した生活が期待できる。
当日キャンセルは認めない。	委託業者が安定してヘルパーを派遣できる。（利用者へのペナルティについては、本事業の趣旨にそぐわないことから科さない。）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり親家庭の生活を支援することは重要であり、利用促進に努める。

議会議決（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田昌弘		
		担当者名	池内 秋子	内線	3814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	都会計のため予算コードなし						
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	28年度	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）による「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]					
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]					
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]					
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。						
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金 母子が優先 2 女性福祉資金 母子が優先 3 日本育英会等同種の資金 重複貸付不可 4 生活保護受給者 貸付可						
内容	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	
	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)141	無	
	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無	
	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無	
	修業資金	460	無	修学資金	(月額)18~64	無	
	就職支度資金(子のみ)	320	無	就学支度資金	39~590	無	
	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無				
以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子の資金は無利子 保証人はなし（子が借受人になる場合は、保証人が必要）							
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金（技能修得資金と合せ貸しの場合）） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化 及び保証人が立てられない場合有利子にて貸付可とする保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分減額。						
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <貸付審査会> 適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知						

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額（都会計）	31,457	31,682	36,947	36,371	40,612	47,998	47,550
	決算額（23年度は見込み）	24,329	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	47,550
	人件費等	6,464	10,248	8,540	6,776	6,108	8,720	
	原価償却費						3,777	
	【事務分担量】（%）	75	120	100	80	75	130	
	合計（+ +）	30,793	41,330	39,997	42,863	45,413	53,346	47,550
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	24,379	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	47,550
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	6,414	10,248	8,540	6,776	6,108	8,720	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	修学資金	34	37	47	54	62	59	60
	就学支度資金	13	27	11	17	19	24	20
	その他	3	2	1	4	1	4	5
	貸付額	24,329	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	47,550

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	歳入歳出	貸付金	39,305	貸付金	44,626	貸付金	47,550

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	貸付件数	75	82	87	85		
（問題点・課題） （指標分析）	償還率は横ばいであり、今後も細かな滞納対策が必要である。						単位千円
		20年度	21年度	22年度			
	調定額	62,896	67,829	69,106			
	償還額	21,119	24,006	22,822			
	償還率(%)	33.6	35.4	33.0			
	未償還額	41,777	43,823	46,284			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
償還率は横ばいであるが、今後も細かな滞納対策が必要である。貸付者に電話及び訪問するなど、償還するよう指導する。	償還率が上がり、事業の適正な実施が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨） 況	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名 担当者名	子育て支援部子育て支援課 岡田 康	課長名 内線	川和田昌弘 3816								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	児童育成手当（030203-010102）												
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業									
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠 法令等	荒川区児童育成手当条例・同施行規則									
終期設定	有 無	年度											
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画								
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市[ ]											
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]											
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]											
目的	児童を養育している母・父子家庭等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。												
対象者等	18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合）</li> <li>・父又は母に1年以上遺棄されている児童</li> <li>・母又は母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父又は母が重度の障がい有する児童</li> <li>20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者</li> </ul>	[所得制限] (千円)	扶養人数	育成手当									
			0	3,684									
			1	4,064									
			2	4,444									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>受給児童数</th> <th>受給者数</th> <th>父子家庭児童（再掲）</th> <th>父子家庭受給者（再掲）</th> </tr> <tr> <td>2,709</td> <td>1,946</td> <td>166</td> <td>116</td> </tr> </table>	受給児童数	受給者数	父子家庭児童（再掲）	父子家庭受給者（再掲）	2,709	1,946	166	116	(23年4月1日現在)			
受給児童数	受給者数	父子家庭児童（再掲）	父子家庭受給者（再掲）										
2,709	1,946	166	116										
内容	育成手当 児童一人 13,500円/月 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。												
経過	都事業として始まり、現在に至る。 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化）												
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。												
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 子育て給付係窓口にて申請受付 審査 決定・給付〔区長決定〕 年1回（6月）受給資格確認のため現況届(所得状況届)受付を行い、資格継続の有無を確認する。												

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	462,451	488,126	471,718	476,107	486,685	470,827	477,321	
決算額(23年度は決算見込み)	428,076	449,176	471,497	468,662	466,748	466,750	477,321	
人件費等		7,686	8,540	8,470	6,515	6,976		
原価償却費						2,324		
【事務分担量】(%)		90	100	100	80	80		
合計(+ +)	428,076	456,862	480,037	477,132	473,263	473,726	477,321	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	428,076	456,862	480,037	477,132	473,263	466,750	477,321	
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	育成手当児童数(月平均)	2,546	2,709	2,764	2,760	2,747	2,732	2,770
	障がい手当児童数	94	123	128	115	117	130	154
	併給(再掲)	(19)	(25)	(18)	(20)	(22)	(22)	(22)
	受給児童数計(月平均)	2,640	2,832	2,892	2,875	2,864	2,862	2,924

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	育成手当 @13,500×延べ 32,969人（調整額有り）	444,909	育成手当 @13,500×延べ 32,794人	442,539	育成手当 @13,500×延べ 33,233人	448,646	
	（月平均2,747人）		（月平均2,732人）		（月平均2,769人）		
	障害手当 @15,500×延べ 1,409	21,839	障害手当 @15,500×延べ 1,562人	24,211	障害手当 @15,500×延べ ×1,850人	28,675	
	（月平均 117人）		（月平均 130人）		（月平均 154人）		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	育成手当受給児童数	2,606	2,634	2,595	2,769		(年度末児童数)
	障害手当受給児童数	113	130	133	154		(年度末児童数)

（問題点・課題  
指標分析）

資格のある方がもれなく受給できるようにする。特に、数少ない父子家庭への支援でもあり、児童扶養手当と比べ所得制限が高いなど受給条件が緩和されている。引き続き、制度の周知に努める。

他区の実況

（実施 22 区                      未実施                      区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	ひとり親家庭等の児童の健やかな成長

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決  
要旨

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘																							
		担当者名	高橋 知恵	内線	3816																							
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	児童扶養手当等支給事業費 030203（20-02-01）																											
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業																								
開始年度	昭和 平成	36 年度	根拠法令等	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																								
終期設定	有 無	年度	特別児童扶養手当の支給に関する法律																									
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																							
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]																										
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																										
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																										
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいをもつ児童を監護している母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。																											
対象者等	<b>【児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象）</b> 次のいずれかに該当する、18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいをもつ児童を監護している父若しくは母又は養育者 父又は母が死亡（生死不明の場合も） 父又は母が重度の障がい者 父又は母に1年以上遺棄されている状態が継続 父又は母が1年以上拘禁されている状態が継続 婚姻外子 <b>【特別児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象）</b> 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者																											
内容	児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・12月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円/月、3人目以降はひとりにつき月3000円/月が加算される。 児童扶養手当 全額支給：月額41,550円、一部支給：41,540円～9,810円 10円単位(物価スライドによる変更有) 特別児童扶養手当 1級：50,550円 2級：33,670円(物価スライドによる変更有) 手当額計算方法(10円未満四捨五入) 41,540 - (所得額 - 所得制限限度額) × 0.0183410																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">扶養親族数</th> <th style="width: 25%;">児童扶養手当(全額支給)</th> <th style="width: 25%;">児童扶養手当(一部支給)</th> <th style="width: 30%;">特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">所得限度額</td> <td>0人</td> <td>190,000円(未満)</td> <td>1,920,000円(未満)</td> <td>4,596,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>570,000円(未満)</td> <td>2,300,000円(未満)</td> <td>4,976,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>950,000円(未満)</td> <td>2,680,000円(未満)</td> <td>5,356,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> </tr> </tbody> </table>						扶養親族数	児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	特別児童扶養手当	所得限度額	0人	190,000円(未満)	1,920,000円(未満)	4,596,000円(未満)	1人	570,000円(未満)	2,300,000円(未満)	4,976,000円(未満)	2人	950,000円(未満)	2,680,000円(未満)	5,356,000円(未満)			(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)
	扶養親族数	児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	特別児童扶養手当																								
所得限度額	0人	190,000円(未満)	1,920,000円(未満)	4,596,000円(未満)																								
	1人	570,000円(未満)	2,300,000円(未満)	4,976,000円(未満)																								
	2人	950,000円(未満)	2,680,000円(未満)	5,356,000円(未満)																								
		(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)																								
経過	昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） 平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月、法定受託事務 上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当ての支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。 平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4 1/3 平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置。ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施 平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。 平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。 平成23年4月～手当額変更全額支給：月額41,550円、一部支給：41,540円～9,810円 10円単位(物価スライドによる変更有)																											
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																											
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【児童扶養手当】</b> 子育て支援課受付 認定(区長) 給付 年1回受給資格確認のため現況届受付(8月) <b>【特別児童扶養手当】</b> 子育て支援課受付受理 都へ提出(都が認定) 年1回受給資格確認のため現況届受付(8月)・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。																											

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	687,442	692,155	656,279	663,102	653,188	657,660	682,571	
決算額(23年度は見込み)	642,325	649,802	655,484	649,453	636,552	656,708	682,571	
人件費等	17,238	17,934	17,080	16,940	10,589	10,464		
原価償却費						3,486		
【事務分担量】(%)	200	210	200	200	200	120		
合計(+ +)	659,563	667,736	672,564	666,393	647,141	657,660	682,571	
国(特定財源)	481,468	216,634	219,350	216,502	211,993	217,674	226,825	
都(特定財源) 無料パス外		64	74	67	67	66	67	
その他(特定財源)								
一般財源	178,095	451,038	453,140	449,824	435,081	439,920	455,679	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	児童扶養手当受給者数(年度末)	1,352	1,343	1,395	1,355	1,371	1,433	1,481
	特別児童扶養手当受給者数(参考)	137	156	148	138	154	160	170
	父子家庭受給者数(再掲)						60	59
	延べ支払い児童数	24,401	25,087	25,254	25,356	24,665	25,158	26,463



事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	障害判定医謝礼	0	障害判定医謝礼	0	障害判定医謝礼	24
	一般需用費	消耗品・印刷製本	217	消耗品・印刷製本等	147	消耗品・印刷製本等	343
	役務費	郵便料	383	郵便料	369	郵便料	563
	扶助費	扶養手当費	634,831	扶養手当費	654,270	扶養手当費	680,477
		(延児童数 24,665)		(延児童数 25,158)		(延児童数 25,158)	
	委託料			父子手当システム改修	827	父子手当システム改修	0
	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,120	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,156
	特別旅費		1		1		8

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
	児童扶養手当受給児童数	2,069	2,060	2,145	2,205		年度末の人数 23年度は見込
	特別児童扶養手当受給児童数(参考)	137	154	169	184		年度末の人数 23年度は見込
	父子手当受給児童数(再掲)			94	98		の再掲(H22.8開始) 年度末の人数 23年度は見込

(問題点・課題分析)	・平成23年4月より児童扶養手当額の変更があり、受給者への周知に努める。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

(状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。</li> <li>・H19二定 申請主義の改善</li> <li>・H20 父子手当の創設</li> </ul>
------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田 昌弘
		担当者名	富安 利恵	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	ひとり親家庭医療費助成事業210501(03-02-04)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	ひとり親家庭の父又は母 両親がいない児童などを養育している養育者 ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日(障がい児は20歳未満)までの者。 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診 レセプトを国保連合会に送付 連合会審査 区に請求 連合会に支払 連合会は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が一旦立替払いをし、後日、領収書を計画課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在にいたる。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども(乳幼児)医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。(子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで) 平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	子育て支援課窓口申請 申請後3~4日前後で医療証交付(所得及び戸籍により母子・父子の確認) 年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。				

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	103,933	103,815	99,559	75,470	74,648	70,685	65,878
	決算額(23年度は見込み)	99,975	98,320	81,136	74,262	70,239	66,431	65,878
	人件費等	10,343	8,540	5,978	8,470	8,144	8,720	
	原価償却費						2,905	
	【事務分担量】(%)	120	100	70	100	100	100	
	合計(+ +)	110,318	106,860	87,114	82,732	78,383	66,431	65,878
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	60,615	64,338	64,174	0	0	0	0
	その他(特定財源)	4	704	345	0	0	0	0
一般財源	49,699	41,818	22,595	82,732	78,383	66,431	65,878	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	対象世帯	1,449	1,482	1,477	1,424	1,421	1,408	1,408
	助成件数	39,101	38,580	30,585	27,471	26,823	25,766	25,766
	助成額	96,883	95,158	78,687	72,111	67,924	64,169	63,431
	(対象世帯前年比)			99.7%	96.4%	99.8%	99.1%	100.0%

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	事務用品、印刷製本	145	事務用品、印刷製本	130	事務用品、印刷製本	232
	役務費	郵便料	145	郵便料	145	郵便料	163
	委託料	レセプト審査委託料	2,024	レセプト審査委託料	1,987	レセプト審査委託料	2,052
	扶助費	医療費	67,925	医療費	64,169	医療費	63,431

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	医療費助成対象者数	2,008	1,934	1,918	1,888		
	対象世帯	1,424	1,421	1,408	1,408		

（問題点・課題）	・資格のある方がもれなく受給できるようにする。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	改善により期待する効果
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	証の使用方法を含めた制度を周知するため、様々な広報媒体を利用していく。
	ひとり親家庭の財政的負担の軽減

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨）	
-------	--